

都内初！

全家庭用ごみ収集車両に AED を携行！

本日、3月1日から、杉並区では、都内で初めてごみ収集車全 95 台に「自動体外式除細動器（AED）」を配備しました。区的全清掃職員は、AED の使い方を習得しているため、ごみ収集時に AED が必要な緊急事態に遭遇した場合でも、対応が可能となります。

年齢や性別にかかわらず、急な突然死は誰にでも起こる可能性があります。スポーツや交通事故で大切な人や家族が倒れたとき、AED を正しく使うことができれば、命を救うことができます。

杉並区では、初期の救急活動に欠かせない AED を区役所はもとより、地域区民センター、図書館、体育施設などの区立施設等を中心に 190 台を配置しているほか、確実に AED を有効な救命手段として活かすため、操作と心肺蘇生法の講習を行っており、毎年区民など 3,000 人を超える人が受講しています。



こうしたことに加え、区は、本日、3月1日から区内をくまなく回るごみ収集車全 95 台にこの AED を携行し、職員が緊急時に対応できるようにします。杉並区の清掃に従事するすべての職員は、救急救命講習を受講し AED の正しい使い方を習得しているため、ごみ収集時に、急病等で倒れた人を迅速に助ける体制が整っていることもあり、今回の設置に至りました。また、清掃車には、AED を携行していることが分かるステッカーを張っているため、清掃職員以外の人でも AED 対応が必要な場面に遭遇した場合、ステッカーを目印に助けを求めることができます。このようなすべてのごみ収集車に AED を設置するのは、都内初で他県でも類を見ないものです。

さらに、この取り組みに合わせて、本日からごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害のある方のみの世帯向けに戸別に収集する「ふれあい収集」を行う職員にも AED を携行するほか、区内に住む 60 歳以上の高齢者が、ふれあい交流やいきがい学びの場として集う「ゆうゆう館」全館にも AED を配置し、緊急時には高齢者や障害者を救うことのできる取り組みを開始しました。

【問い合わせ先】 杉並保健所健康推進課 電話 03-3391-1355
杉並清掃事務所 電話 03-3392-7281
総務部広報課 電話 03-3312-2111